

寄附を通じた企業の市政への参画推進にかかる支援業務委託仕様書

1. 業務名称

寄附を通じた企業の市政への参画推進にかかる支援業務

2. 業務の目的

神戸市（以下、「本市」という。）が行う企業の寄附を通じた市政への参画を推進する業務のうち、企業ニーズの情報収集と分析、本市への助言・提案、提案資料の作成等を民間事業者に委託することにより、効果的な企業への提案を実現し、企業の寄附による市政への参画をより推進する。

3. 業務委託期間

令和5年6月5日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 企業ニーズの分析結果等を踏まえ、本市事業への助言・提案

- ・企業から自治体への寄附の傾向を分析すること
- ・企業の関心が高い本市事業を分析すること
- ・企業の共感を得られる本市事業の見せ方を構築すること
- ・企業へのアプローチ手法を提案すること
- ・以上についての報告書を提出すること

(2) 庁内外の関係者の意見・助言の取りまとめ

- ・本市と庁外関係者（金融機関、本市アドバイザー等2～5者見込み）の意見・助言の取りまとめを行うこと

(3) 企業ニーズに沿った企業への提案資料の作成

- ・汎用性の高い提案資料を作成すること
- ・企業の業種や本市の事業分野に合わせて柔軟にアレンジできる資料とすること

(4) 市内外の企業からの寄附獲得につながる取り組み

- ・その他、寄附獲得につながる取り組みを自由に提案すること

5. その他留意事項

- (1) 業務完了後には業務報告書を提出すること。
- (2) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) その他、必要があると認めたときは、本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、または検査を行うことができるものとする。

- (4) 本業務の遂行にあたっては、関連する法令の内容を熟知のうえ、遂行すること。
- (5) 事業の実施にあたり企業等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じ、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。
- (6) 業務遂行にあたり収集した個人情報及び企業等の情報、その他本業務によって得られた成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。

